

市営住宅における除染作業後の対応について

塩原親和、下厚崎、鍋掛、島方の4つの市営住宅については、平成24年度に環境省の補助メニューに沿って除染作業を実施した。

4つの団地の状況は以下のとおりである。

- ① 塩原親和団地
 - ・ 平屋の長屋タイプ4棟
- ② 下厚崎団地
 - ・ 中層タイプ（4階建て）1棟、平屋の長屋タイプ8棟、公園あり
- ③ 鍋掛団地
 - ・ 平屋の長屋タイプ6棟
- ④ 島方団地
 - ・ 平屋の長屋タイプ7棟

上記のそれぞれの団地の状況にあわせ、具体的には、共用スペースに当たる通路部分等の草地の除草作業、個別の部屋における雨樋吐き口及び雨だれの汚泥除去を行っている。

しかしながら、除染作業後でも、空間放射線量の十分な低減が見られていない箇所があるが、環境省では再除染について認めておらず、市として単独予算により再除染を実施することは困難な状況である。

また、一般住宅の除染では、18歳以下の子どもが居住する戸建て住宅に限って、市単独予算により、表土除去を実施している。

しかし、市営住宅のような集合住宅については、対象となる部屋の除染範囲が特定できず、また、一般住宅との整合性からも、表土除去の実施は困難である。

なお、市内には県営住宅もあり、こちらは県で除染作業を実施することになるが、表土除去等、環境省が示す補助メニュー以外の対応は行わないとのことである。

4つの市営住宅については、除染作業後でも比較的線量が高い箇所があるが、住宅の老朽化等の対応から、長寿命化計画に基づき順次改修等を進めており、こうした修繕及び通常行っている維持管理の中で、除草作業等、空間放射線量の低減につながるような作業を行いながら、線量の推移を確認することとしたい。